

医療費が高額になったら

1 か月（同じ月内）の医療費が自己負担限度額を超えた場合、申請をして認められれば、その超えた分が支給されます。

また、あらかじめ入院などで自己負担限度額を超えることが分かっている場合は、限度額適用認定証（市民税非課税世帯の方は、限度額適用・標準負担額減額認定証）を申請して、保険証とあわせて提示することで、一医療機関ごとの窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめることができます。

1 高額療養費の支給について

1 か月（同じ月内）の保険診療分の医療費が下表の「自己負担限度額」を超えた分は、高額療養費として払い戻されます。払い戻しには申請が必要です（診療月ごと）。

■申請に必要なもの：保険証、印鑑、領収書、預金通帳、マイナンバー（個人番号）のわかるもの、本人確認書類（運転免許証等）

※自己負担限度額は、70歳未満の人と、70歳以上75歳未満の人では異なります。

○自己負担限度額【70歳未満の人の場合】

所得要件	区分	3回目まで	4回目以降
所得が901万円を超える	(ア)	252,600円＋医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	140,100円
所得が600万円を超え901万円以下	(イ)	167,400円＋医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	93,000円
所得が210万円を超え600万円以下	(ウ)	80,100円＋医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	44,400円
所得が210万円以下（住民税非課税世帯除く）	(エ)	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	(オ)	35,400円	24,600円

※1 所得の申告のない場合、上位所得とみなされます。

※2 ひとつの世帯で、同じ月内に21,000円以上の自己負担額を2回以上支払った場合、それら合算して限度額を超えた分があとから支給されます。

自己負担額の計算方法

- ・ 同じ医療機関でも、歯科は別計算。また、外来と入院も別計算。
- ・ 2つ以上の医療機関にかかった場合は、別々に計算。
- ・ 入院したときの食事代や保険がきかない差額ベッド料などは支給の対象外。

※70歳以上75歳未満の人は、病院・診療所・歯科の区別なく合算します。

○自己負担限度額【70歳以上75歳未満の人の場合】 平成30年8月以降

	適用区分	外来 (個人ごと)		外来＋入院 (世帯ごと)
現役並み所得	Ⅲ 課税所得 690万円以上の方	252,600円 ＋(医療費－842,000円)×1% 〈多数回 140,100円(※2)〉		
	Ⅱ 課税所得 380万円以上の方	167,400円 ＋(医療費－558,000円)×1% 〈多数回 93,000円(※2)〉		
	Ⅰ 課税所得 145万円以上の方	80,100円 ＋(医療費－267,000円)×1% 〈多数回 44,400円(※2)〉		
一般	課税所得 145万円未満の方 (※1)	18,000円 〔年間の上限 144,000円〕	57,600円 〈多数回44,400円 (※2)〉	
住民税非課税	Ⅱ 住民税非課税世帯 (※3)	8,000円	24,600円	
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円 以下など)(※3)		15,000円	

(※1) 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

(※2) 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

(※3) 住民税非課税世帯の方については、従来どおり、申請により限度額適用・標準負担額減額認定証を発行します。

2 限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担減額認定証について

「70歳未満の方」と「70歳以上の住民税非課税世帯の方」が入院などで自己負担額を超える場合は、「限度額適用認定証」(市民税非課税世帯の方は、限度額適用・標準負担額減額認定証)を提示することで、一医療機関ごとの窓口での支払いを高額療養費の自己負担限度額までにとどめることができます。そのためには市役所健康推進課窓口で認定証の発行を受け、医療機関に保険証とあわせて認定証を提示することが必要です。

また、70歳以上の方で、年収約370～1,160万円(課税所得145～689万円)の方(※年収は年金収入のみの方)は、市役所健康推進課窓口で、「限度額適用認定証」の交付を申請してください。

「限度額適用認定証」が提示されない場合、医療機関での支払い額が高額になる場合があります。(ただし、その場合でも、上限額を超えて支払われた額を後日払い戻すよう申請することができます。)

■申請に必要なもの：保険証、印鑑、マイナンバー(個人番号)のわかるもの、本人確認書類(運転免許証等)

※認定証の有効期限は毎年7月31日までとなります。ただし、前期高齢者(70歳から74歳)に移行する方は誕生日の月末まで、後期高齢者医療制度に移行する方は誕生日の前日までとなります。なお、8月以降も認定証が必要な場合は、再度の申請が必要です。